

## 徳島大学学生後援会会則

(名称)

第1条 本会は徳島大学学生後援会と称する。

(事務所)

第2条 本会は事務所を徳島市南常三島町1丁目1番地(徳島大学学務部)に置く。

(目的)

第3条 本会は徳島大学に在籍する学生及び教職員が相互扶助の精神の下で、一体となって豊かな学生生活の確立に努め、人格・見識とも優れた社会人の養成及び国際社会に貢献する人材の養成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 学生の正課教育の充実に関する事業
- (2) 学生の課外活動の育成に関する事業
- (3) 学生の就職活動に関する事業
- (4) 学生の国際交流に関する事業
- (5) 学生の表彰に関する事業
- (6) 学生の不測の事態に関する事業
- (7) その他本会の目的達成のための必要な事業

第5条 本会に学生の学資金等の経済的支援を行うため、一時貸し付けを目的とした「徳島大学学生金庫(以下「学生金庫」という。)」を設ける。

2 学生金庫の事業は特別会計とし、その企画及び運営等は別に定める。

(会員)

第6条 本会は徳島大学に在籍する学生及び教職員をもって組織する。

- (1) 正会員 徳島大学に在学する学生
- (2) 特別会員 徳島大学に在職する教職員
- (3) 賛助会員 本会の趣旨に賛同される団体及び個人

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 常任理事 1人
- (3) 理事 25人以内
- (4) 監事 2人

第8条 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長は学長をもって充てる。
- (2) 常任理事は副学長(教育担当)をもって充てる。
- (3) 理事は正会員及び特別会員の中から会長が推薦した者を役員会に諮り、会長が委嘱する。
- (4) 監事は会長が推薦した者を役員会に諮り、会長が委嘱する。

第9条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会の事業を総括し、本会を代表する。
- (2) 常任理事は会長を補佐し、又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3) 理事は本会の事業運営について審議する。
- (4) 監事は本会の会計を監査する。

第10条 第7条第3号及び第4号の役員の任期は1年とする。ただし、役員が任期の途中で欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の役員は、再任されることができる。

(役員会)

- 第11条 役員会は第7条に規定する役員をもって組織し、会長が必要と認めたときに開催する。
- 2 役員会は、役員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

- 第12条 第7条第3号の役員が会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

(審議事項)

- 第13条 役員会は次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 役員の選出に関する事項
- (2) 事業計画及び予算・決算に関する事項
- (3) 会則の制定及び改廃に関する事項
- (4) その他本会の運営に関する必要な事項

(会計年度)

- 第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経費)

- 第15条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。
- 2 会則第6条第1号の会員は、別に定める会費等を入学時に一括して納入するものとする。
- 3 会則第6条第2号の会員は、別に定める会費を納入するものとする。
- 4 特別会員に必要な経費は、別に定める。
- 5 既納の会費等は、原則として返還しない。

(予算及び決算)

- 第16条 本会の予算及び決算は、事業会計、積立会計及び特別会計に区分して行うものとする。
- 2 事業会計は当該年度の事業計画の執行予算にあて、役員会の議を経て決定する。
- 3 積立会計は不測の事態に備えるため、毎年一定の金額を積み立てるものとし、役員会の議を経て決定する。
- 4 特別会計の予算及び決算は、会則第5条の規定に基づき行うものとする。

(書記)

- 第17条 本会の事務を処理させるため、書記若干人を置く。
- 2 書記は会長が委嘱する。

(細則)

- 第18条 この会則に定めるもののほか、本会の議事及び運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成10年5月1日から施行する。
- 2 この会の発足時の役員は、第9条の規定にかかわらず、この会の発起人会で選出された者とする。
- 3 この会の発足時の役員の任期は、第11条の規定にかかわらず、平成11年3月31日までとする。

附 則 (平成11年5月18日改正)

この会則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和2年4月1日から施行する。